

栃木労働局「今月(11月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】 栃木労働局トップページ > 今月のおすすめ情報



~今月のおすすめ情報~



①「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

1 実施期間

令和5年11月1日(水)から11月30日(木)までの1か月間

- 2 主な取組
 - ① 過重労働相談受付集中週間及び特別労働相談受付の実施
 - ア 過重労働解消相談ダイヤル【令和5年11月3日(金)】

0120-794-713

イ 過重労働相談受付集中期間【11月1日(水)~11月7日(火) (土、日を除く)】 栃木労働局・栃木県内の労働基準監督署(開庁時間 平日 8:30~17:15) 労働条件相談ほっとライン **0120-811(はい!)-610(ろうどう)** (フリーダイヤル) (月~金 17:00~22:00 土日・祝日 9:00~21:00)

② 集中的な監督指導(重点監督)

各種情報から時間外・休日労働時間数が長時間にわたると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場等に対し、集中的な監督指導(重点監督)を実施します。

③ 過労死等防止対策推進シンポジウム

日 時 令和 5 年11月29日(水) 14:00~ 場 所 栃木県教育会館 5 階小ホール(宇都宮市駒生町1-1-6)

④ 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問(詳細は別途公表)

日 時 令和 5 年11月13日(月) 14:00~ 訪問先 **(株)波里**(佐野市村上町903)

栃木県内で長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに積極的に取り組んでいる企業に 労働局長が職場訪問を行い、取組内容について労使と対談します。

日 時 令和5年11月27日(月) 14:00~

訪問先 トヨタウッドユーホーム(株)(宇都宮市一ノ沢町256-7)

荷主として、運送業者の荷待ち時間時間短縮に取り組んでいる企業に労働局長が職場訪問を行い、取組内容について、運送業者((株)ウナン)とともに対談します。

② 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です! STOP!しわ寄せ

〇大企業等と下請け等中小企業者は共存共栄です!下請け等中小企業者に対する適正な コスト負担を伴わない短期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

詳細はこちら→https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/



·· 2023年11月29日

③ 11月は労働保険未手続事業―掃強化期間です!

〇法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら労働保険(労災保険と雇用保険の総称)に必ず入らなければいけません。

○労働保険は会社の安定はもちろん、従業員の安心・安全のための保険。

「アルバイトだけだから大丈夫だと思っていた」、「設立準備が忙しくて忘れていた」、「そもそも知らなかった」など事情はあっても、従業員のため、会社のために、労働保険に加入することは事業主の責任です。



働きがいのそばには 労働保険。

◎Webからの申し込み



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/zigyonushi_hoken.html

④ キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が新設されました!(10月1日開始)

○短時間労働者が新たに社会保険の適用となる際に、手取り収入を減らさないよう労働者の 収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき最大50万円を助成します。



労働者にとって、

- 「年収の壁」を意識せず働くことができる。
- ・社会保険に加入することで処遇改善につながる。



事業主の皆様の 人手不足の解消へ!

詳しくは こちら⇒



⑤「テレワーク月間」(11月)です!

○11 月を「テレワーク月間」として、テレワークの普及に向けたイベ ントや周知等の取組を集中的に行います。

テレワークは、子育てや介護と仕事の両立、ワーク・ライフ・バラ ンスの向上、人材確保、働き方改革の促進等に資するという観点か ら、関係府省庁と連携して普及を図っています。





6 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます(令和6年4月以降)

○障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生 社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する 義務があります。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	<u>2.5%</u> ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	<u>40.0人以上</u>	<u>37.5人以上</u>



令和7年4月1日から除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられます。

7 【栃木県最低賃金】10月1日から時間額954円に改正されました

- ○栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働くすべての労働者と その使用者に適用されます。
- 〇一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。
- ○特定の産業には、特定最低賃金が定められています。

最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています、活用ください。

*業務改善助成金

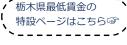
[問合せ]業務改善助成金コールセンターTEL0120-366-440/栃木働き方改革推進支援センター

*働き方改革推進支援センター相談窓口

[問合せ]栃木働き方改革推進支援センターTEL0800-800-8100

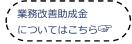














8 労働者の人材育成に人材開発支援助成金を活用しませんか?

- ○人への投資促進コース・・・e ラーニング等の定額受け放題サービスで目的や職種 などに合わせた効果的な訓練を実施した場合の定額制訓練、労働者が自発的に受講 した訓練経費を負担する事業主へ助成の**自発的職業能力開発訓練**、他デジタル人材、 高度人材を育成する訓練の訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度。 令和4年12月助成率が引き上げとなりました。
- ○事業展開等リスキリング支援コース・・・企業の持続的な発展のため、新製品 の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・ グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化を図るための人材育成 に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度。



「問合せ」栃木労働局助成金事務センター TEL: 028-614-2263